

心とからだの健康管理を推進し、健康職場をつくりましょう。

今治労働基準監督署

9月1日～30日を準備期間、10月1日～7日を本週間として「第66回 全国労働衛生週間」が

職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場

をスローガンに全国一斉に取り組まれます。

職場の状況に応じて、作業管理、作業環境管理、健康管理等を推進し、腰痛症や熱中症の防止対策、粉じん、騒音、有害物による疾病防止対策、健康維持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、受動喫煙防止対策など、この週間を契機に活動の一層の推進と、労働衛生意識の高揚を図って下さい。

定期健康診断結果による有所見者の状況について

○全国、愛媛県下、今治監督署管内の定期健康診断結果による有所見率（何らかの所見を有する者の割合）の推移を示したものが図1です。

全国の有所見率は、右肩上がりです。愛媛県下でも平成21年までは上昇傾向にあり、以降は横ばいの状況です。今治署管内は、平成19年までは高い有所見率でしたが、以降は県下と同様の水準で推移しています。また、近年は2年連続で増加しています。

約半数の従業員に健康診断で異常所見があります。

○平成26年の定期健康診断主要項目別の有所見率を全国、愛媛県下、今治監督署管内で比較したのが図2です。

今治署管内では、高い順から 血中脂質検査(32.9%) 肝機能検査(12.1%) 血圧検査(11.9%)となっています。また、聴力検査(4000hz)、血中脂質検査は全国、県下より高い割合となっています。

生活習慣病関連項目に異常所見のある従業員が多い状況です。これらの基礎疾患は、過重な業務により増悪し、過労死等の原因になります。

図1 定期健康診断有所見率の推移 %

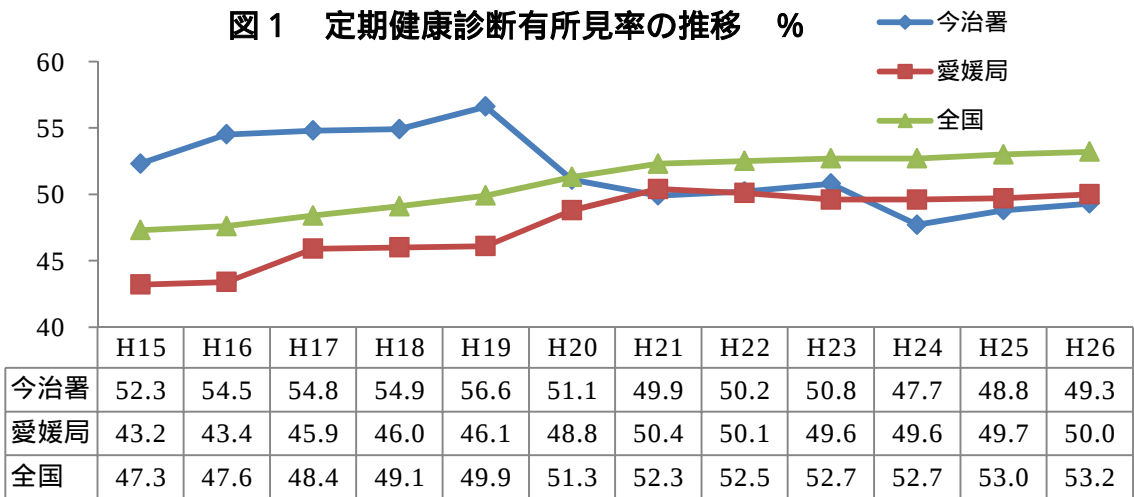
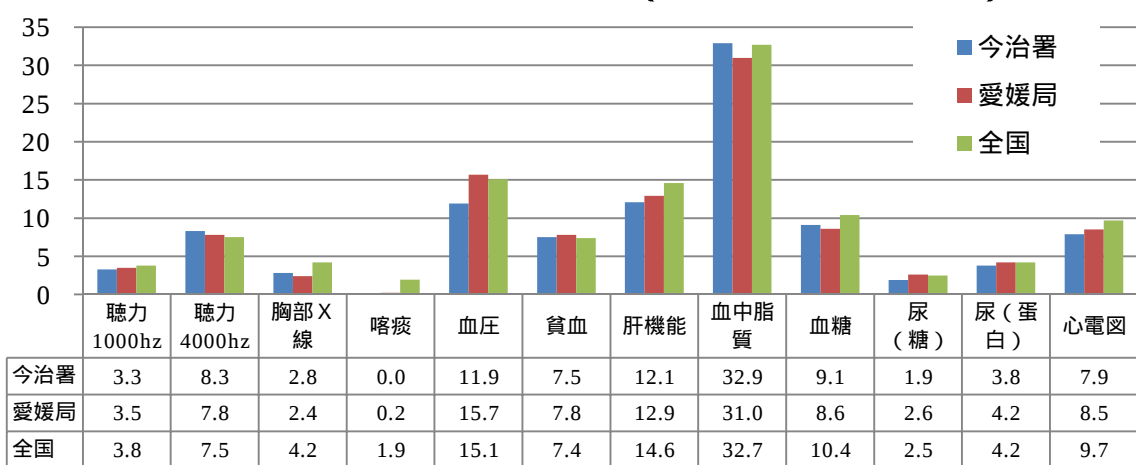


図2 平成26年定期健康診断主要項目別有所見率（% 全国・愛媛局・今治署）



脳・心臓疾患、精神障害による労災補償状況について

全国の「脳・心臓疾患」「精神障害」に係る年度毎の労災保険への「請求件数」「業務上外の決定を行った件数」「決定を行った件数のうち、業務上として認定し、労災保険給付を決定した支給決定件数」の推移を示したもので、図3が「脳・心臓疾患」、図4が「精神障害」です。

図3 脳・心臓疾患労災補償状況の推移（全国）

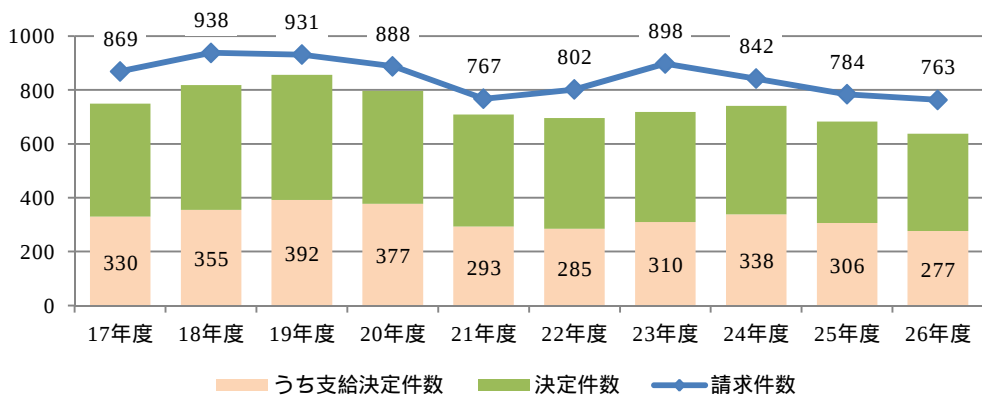
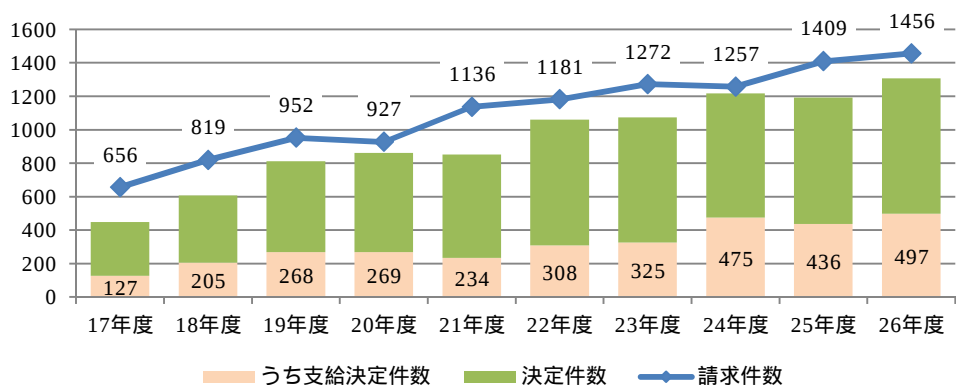


図4 精神障害労災補償状況の推移（全国）



「脳・心臓疾患」に係る労災請求は、平成18年頃までは増加していましたが、以降増減を示しており、近年は3年連続で減少しています。「精神障害」については、一時減少した年度があるものの、右肩上がりです。昨年度は「請求件数」「支給決定件数」とも過去最高となっています。

「メンタルヘルス対策」を推進しましょう。

労働安全衛生法の改正により、本年12月以降、年に1回のストレスチェック、高ストレス者の面接指導の実施等が義務付けられました。（当面50人未満の規模の事業場は努力義務）

実施方法の検討、実施体制の確立等の準備を行って下さい。（毎年、労働基準監督署へ実施状況の報告が必要になります。）

実施マニュアルやQ & A等は次のホームページをご覧ください。 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/anzeneisei12/>